

令和4年9月第3回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 令和4年9月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 栗 林 澄 恵
- 2番 木 内 文 雄
- 3番 新 見 準
- 4番 小 川 喜 敬
- 5番 山 田 雅 士
- 6番 小 澤 孝 延
- 7番 角 麻 子
- 8番 小 菅 耕 二
- 9番 木 村 利 晴
- 10番 石 井 孝 昭
- 11番 桜 田 秀 雄
- 12番 林 修 三
- 13番 山 口 孝 弘
- 14番 小 高 良 則
- 15番 加 藤 弘
- 16番 京 増 藤 江
- 17番 丸 山 わき子
- 18番 林 政 男
- 19番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	大 木 俊 行
総 務 部	長	片 岡 和 久
福 祉 部	長	吉 田 正 明
健 康 子 ども 部	長	井 口 安 弘
経 済 環 境 部	長	相 川 幸 法

建設部長 市川明男
財政課長 和田暢祥
高齢者福祉課長 岩間友紀子

・連絡員

秘書広報課長 田中和彦
総務課長 湯浅孝史
健康増進課長 小山田俊之
農政課長 酒和裕一
道路河川課長 中村正巳

○教育委員会

・議案説明者

教育長 加曾利佳信
教育部長 土屋武志
教育総務課長 秋葉忠久
学校給食センター所長 岩井 濟

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長 梅澤孝行
副主幹 佐藤竜一
主査 高瀬順子
主査 安見里香
主任主事 今関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

令和4年9月7日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。したがって本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日6日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、最初に、やちまた21、小澤孝延議員の代表質問を許します。

○小澤孝延君

おはようございます。

8月31日より所在不明となっている当市内中学1年生の一日も早い無事の確認をされることをまずは祈っているところでございます。

令和4年9月の定例会では会派を代表して、2点お伺いをいたします。まず、1点目は「人材育成の要」として、学校教育をはじめ生涯学習・社会教育・スポーツ、レクリエーション等の教育を取り巻く環境は、ハード・ソフト共に大きな変革期を迎えています。このような昨今、持続可能な八街市とするためにも、次代を担う人材の育成は最重要課題と感じています。これらの課題に対し、教育に関わる政策立案機能の集約化と歴史・伝統・文化の承継の観点から郷土資料館整備について。2点目は「健全な土地活用」として、近年、千葉県内、特に印旛地域にスクラップヤードが集中しています。その一部のヤードでは国際犯罪組織による盗難自動車の解体・不正輸出のための作業場になっているほか、不法滞在外国人の稼働やい集場所、薬物の使用・隠蔽場所として利用されるなど、犯罪の温床になっている実態も認められており、治安上の脅威となっていることもあります。これらスクラップヤードへの条例制定を含め、その対応について伺います。

まず、1番目、人材育成の要として、政策立案機能の集約化。

令和3年度の「やちまたの教育」を見ると、学校教育、生涯学習・社会教育・スポーツ・レクリエーションそれぞれの分野で目標と施策について示されています。そこで、本市における教育に関わる各課の機能と役割についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会では、学校教育、社会教育及びスポーツ・レクリエーションの分野で、各目標を掲げ、その目標を達成するための施策を講じております。

学校教育の分野では、「豊かな心を持ち、夢をいだき、たくましく生きる幼児・児童・生徒の育成を図る」を目標とし、「基礎的・基本的内容を重視し、主体的・対話的で深い学びの教育の充実を図る」などの重点施策及び施策達成のための推進事項として、学校教育課で

対応しているところです。

次に、社会教育の分野では、「いつでも、どこでも、だれでも、楽しく学ぶことのできる生涯学習社会の構築に努める。また、市民の多様化・複雑化・高度化するさまざまな課題に対応できる社会教育の充実に努める」を目標とし、「生涯学習の基盤整備や生涯学習支援体制の充実に努める」などの重点施策及び施策達成のための推進事項として、社会教育課で対応しているところです。

次に、スポーツ・レクリエーションの分野では、「スポーツ・レクリエーションの活動に親しむ機会の拡充や指導者の育成、施設の整備を促進し、その振興に努める」を目標とし、「市民の健康増進とスポーツ・レクリエーションの普及に努める」などの重点施策及び施策達成のための推進事項として、スポーツ振興課で対応しているところです。

なお、各分野での施策を達成するため、教育施設である市立小中学校、幼稚園、教育センター、教育支援センター、中央公民館、図書館、郷土資料館、スポーツプラザ、学校給食センターにおいて事業の実践を行っております。

○小澤孝延君

それでは、教育委員会等の当市の現状については、どのように認識されているのか、お伺いいたします。

○教育部長（土屋健志君）

それでは、お答えいたします。

平成8年、中央教育審議会の「21世紀を展望した我が国の教育について」第1次答申では、学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方について以下の要旨が提言されました。これからの教育では、学校・家庭・地域社会全体を通して行われるとの視点が重要であり、従来、学校教育中心の行政になりがちであった教育委員会においても、学校のみならず、家庭や地域社会における教育に関する条件の整備、充実や、これら相互の連携を推進することが大きな役割となっていくものと考えられる。教育委員会と首長部局との一層の連携を推進するための方策等について検討することが必要と考えるとしており、学校教育中心の行政になりがちであった教育委員会について、社会教育、文化、市民スポーツ等と相互の連携を推進することが必要としています。

教育委員会で行う社会教育や文化・スポーツ施策では、地域住民一人ひとりの持つ資質や能力を高め、その力を地域活動に活かし、人づくり、そして人々の活動が地域の課題解決や地域の活性化につながる地域づくり、さらに、それらの活動を通して地域住民の間に絆が生まれる絆づくりという大切な意義があると考えております。

このようなことから、現状は出先機関と事務局を共有している社会教育課やスポーツ振興課が学校教育課とともに本来の教育委員会としての責務を果たすことで、市の活性化につながると考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

続いての質問に移ります。

6月定例会において、当会派やちまた21の加藤弘議員からも第2庁舎解体により社会教育課が中央公民館へ一時的に移転となりましたが、本来あるべき体制構築の必要性を問いました。関係各課が連携しやすいような物理的な環境調整が必要と思われまます。次代を担う人材を育成するため、教育総務課をはじめ、学校教育課、社会教育課、スポーツ振興課等の当市の教育の根幹となる関係各課が連携しながら政策立案機能を十分果たすための体制については、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会の政策立案部署は、教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ振興課にて対応しております。

現在のところ、教育委員会の政策立案部署は分散しており、社会教育課については、事務室があった第2庁舎を解体した際に、中央公民館内に事務室を移転いたしました。

また、スポーツ振興課については、スポーツプラザ内に事務室を配置しております。

このように、現在は、政策立案部署が分散している状況ではありますが、効率的に政策立案を進めるためには、政策立案部署同士の連携が重要となるため、集約化について関係部署と前向きに検討を進めているところです。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

連携の必要性について検討されているということですが、検討するというだけではなく、検討するにはゴールの設定が必要だと感じています。政策立案機能集約化を目指す時期については、いつ頃をめどに検討されているのか、お伺いいたします。

○教育部長（土屋武志君）

先ほど、教育長からの答弁にもありましたとおり、政策立案部署の集約化について関係部署と前向きな検討を、今、進めているところでございますが、まだ具体的な時期についてはお答えできる段階ではございませんので、首長部局等としっかりとお話をさせていただきながら、なるべく早い時期に教育委員会としては集約したいと考えております。

○小澤孝延君

ぜひ、遅くとも来年度のスタートにはいけたらなというふうに思っておりますので、ぜひ、よろしくお願ひいたします。

続きまして（2）番、歴史・伝統・文化の承継についてです。

市制施行20周年記念誌「八街の歴史」にもあるように、開墾から始まった歴史というイメージがありますが、旧石器時代以降の歴史や文化、文化財等も存在しています。そこで、当市における歴史・伝統・文化の承継の考えと取組についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

歴史・伝統・文化の継承とは、過去から現代まで続く歴史の中で先人たちが積み重ねてきたものが礎となって文化や伝統として現在の私たちが身に着けている言葉や食、生活習慣、あるいは街並みや自然という形で受け継がれていることを学び、未来へ伝えるものと認識しております。

そして、町の歴史や文化が市民一人ひとりと深く結び付いたものであることを知ることで、地域を思う豊かな心を育み、それを継承することが市民のふるさとである八街の発展へつながるものと考えております。

歴史・文化等の継承への取組につきましては、各種文化団体等への支援、運営補助に加え、史跡をはじめとした文化財の保存を目的とした調査・研究・整備等を実施しているところです。

また、学校や各種市民団体等への出前講座や郷土資料館で実施しております常設企画展示、八街市史関係冊子の刊行を通して市民への普及、周知に努めているところです。

○小澤孝延君

市制施行30周年記念誌が先般発行されました。「写真に見る八街の150年」が創刊されました。当市の学芸員の皆さんが執筆や編集を担当されたということで、過去を今に、さらに未来へとつないでいくためにも大変重要であるとともに、とても素晴らしい記念誌であるとうれしく拝見をしています。この記念誌活用の状況についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

ご指摘のありました市制施行30周年記念誌は、郷土資料館で実施しております市史編さん事業の一環として、明治時代の開拓から令和の現在に至る150年間で撮られた八街の町並み、風景、人々の生活、年中行事等の写真をつづり、先人たちの足跡を広い世代の方々に親しみ、学んでいただける冊子として1千部を作成し、令和4年7月に1千800円にて有料頒布を開始いたしました。

頒布状況につきましては、資料提供者及び関係諸機関への無料頒布約200部を含め、計約400部を頒布しており、皆様から大変好評をいただいております。

活用状況につきましては、8月の1か月間、図書館で記念誌を写真パネル形式とした展示を行い、好評を得ることができました。さらに、9月18日の落花生まつりにおいても、有料頒布を兼ねた出張展示を計画しております。

今後も多くの市民がこの記念誌を通して、町の歴史を身近に感じられる場を設けるとともに、各種講座等での活用を図ってまいりたいと思います。

○小澤孝延君

ぜひ、様々な場面で活用を進めていただければと思っています。

新型コロナウイルス感染症蔓延により、リモートやオンライン等が急速に普及しました。便利になった反面、リアルで触れ合う、また地域に赴いての学びというのは人材育成の根幹であるとも考えています。

コロナ禍の地域教育の現状と課題については、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○教育部長（土屋武志君）

ただいまご質問のとおり、今、学校でもGIGAスクール構想を端緒として、小中学生に1人1台の端末が導入されております。児童生徒がデジタル情報へのアクセスが容易になったこと、そして、それに伴って、歴史や文化を知る機会も増加したかとは思っております。

しかしながら、これは情報を得るための1つのツールにすぎないと我々は考えており、歴史に裏付けられた伝統や文化については、実物を見る、触れることでしか得られない感動や経験をもたらせられるところに郷土愛の醸成へつながる重要な意味があると考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

続いて3番目、八街市に伝わる古文書や史跡を含む文化財等は、当市のかげがえのない財産と同時に、市民としては先祖代々大切に受け継がれてきた唯一無二のものとなります。温度や湿度、直射日光等の影響を考慮し、保存状態を維持し保管し続ける必要がありますが、さきの台風以降、適切に管理をされているのか、お伺いいたします

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

文化財の保存・管理につきましては、原則として所有者により実施していただく旨、文化財保護法等により定められているところですが、指定文化財が災害等により大規模な被害を受けた際は、同法及び八街市文化財保護に関する条例等に基づき、教育委員会で保存・修復に対応しております。

なお、市有地に所在する史跡等につきましては、日常的管理も含め、教育委員会で整備を実施しております。倒木、伐木等の撤去や笹等の植栽・育成による史跡の崩壊防止対策等を進めているところです。

また、古文書や考古資料、民具等をはじめとした郷土資料館収蔵資料につきましては、さきの台風以降、市内小学校の余裕教室等を利用した分散保管により資料保存の安全性に努めております。

ただし温・湿度や直射日光の影響などを考慮すると、資料保存の望ましい環境ではないことは認識しており、今後、保存環境の改善について検討してまいります。

○小澤孝延君

令和元年9月の台風15号の暴風雨により当市の郷土資料館は甚大な被害を受け解体を余儀なくされました。その後、八街市中央公民館に仮設の展示室を設け現在に至っておりますが、八街市の歴史・伝統・文化を承継するとともに、子たちをはじめとしてシビックプライドの醸成には欠かせない施設だと考えています。

そこで、郷土資料館の新築を含め、どのような検討がなされ、整備されていく予定なのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

令和2年度、郷土資料館解体後、令和3年3月に八街市史編さん委員会及び八街市文化財審議会からそれぞれ八街市長、教育長まで「八街市郷土資料館の今後の在り方に関する要望書」が提出されました。

これを受け、令和3年5月に総務部・建設部・経済環境部及び教育委員会の関係各課で構成する八街市郷土資料館の在り方等庁内検討会議を組織し、同年11月に実施した会議にて、「必要な設備を整えた郷土資料館に適した立地に整備する」旨の意見が出されました。

この決定に基づき、詳細を協議するため、下部組織である作業部会を設置し、現在まで3度の会議を実施しているところです。

具体的方向性については定まっておりませんが、郷土資料館として適切な機能・規模・立地・コスト等を勘案し計画を策定するため検討を進めております。

○小澤孝延君

教育委員会としては、郷土資料館の整備をはじめ、当市の歴史・伝統・文化の承継の必要性を求めています。北村市長としては、今後、どのようなお考えでいますか。いつ頃をめどに整備を考えていらっしゃるでしょうか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

ただいま教育長の方から、教育委員会の方から答弁申し上げたところでございますけども、先人が残した大変貴重な、そうした古文書をはじめ資料については、八街市の私は宝だというふうに認識しておりますし、市民が郷土資料館に対する思いは相当熱いものがあると考えております。私も先人の努力は絶対に後世に残さなければいけないと、常々思っております。郷土資料館につきましては、前向きに再興について考えているところでございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。ぜひ、一日も早い整備を期待をしたいと思います。

現在、デジタル化や仮想空間（メタバース）等を活用した取組もあるようですが、やはり、歴史・伝統・文化の承継には、先ほど部長からも答弁がありましたように「本物」を見て・振れて・感じるなどの五感で感じるということが非常に大切だと思っています。今後、デジタル化がさらに進展していくことが想定されますが、やはり「リアル」があつてこそ、あくまでもリアルにつながる入り口、きっかけでしかありませんので、一日も早い、郷土資料館等の整備とともに、八街市としての歴史・伝統・文化の承継の仕組みの構築を期待するところでございます。

続いて、2番目、土地の健全活用。スクラップヤード等の規制はというところで、金属スクラップなどの再資源物を屋外保管するヤードについてですが、千葉県では平成27年4月に「ヤード適正化条例」を制定し、自動車部品のヤード保管等の適正化に関する規制により、関係法令に加えて条例のルールがあります。自動車部品を含めて市内におけるヤードの現状についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

スクラップヤードは、鉄筋やその他の金属類などの再生資源をフレコンバッグや野積みで屋外にて保管する施設であります。

市内には50件弱のヤードが存在しており、そのうちの7割以上が自動車関連のヤードで、残りが金属スクラップヤード等となっております。

市内のヤードに対しパトロールによる発見や周辺住民等からの相談があった場合は、千葉県と合同で現地へ赴きまして、立入調査、指導を行っております。

また、今年度より警察及び消防と合同パトロールを実施し、今年6月に市内7か所の施設に立入調査を実施いたしました。

○小澤孝延君

昨日、桜田秀雄議員からも質問がありましたが、千葉県議会の6月定例会においても、金属スクラップヤードに対する規制や他法令の遵守の状況等の質問が複数の議員からありました。これを受けて千葉県の動向について何か分かっていることがあればお伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

千葉県では各市町の実態調査が終わりまして、その状況を踏まえて、金属スクラップヤード等に着目した規制が必要等の認識であるということで、今後、県条例の制定について検討したいということをお伺しております。

○小澤孝延君

先ほど、市長答弁にもありましたが、金属スクラップヤードでは野積みの状態であるために、発火や崩落、雨水の浸透による汚染水の発生、騒音や振動、悪臭など地域の生活環境が脅かされる現状となっております。先般、市内ヤードにおいても火災があり、市民の安全・安心な生活が脅かされています。これらのヤードに起因する社会問題等の報告や、その対応の状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ヤードに起因する社会問題等につきましては、主なものとして騒音や振動が挙げられます。ほかには火災の発生や悪臭、住宅地の周辺に作られた場合は、景観の悪化などが考えられます。

本市においても騒音や振動による相談があった際には、現地へ赴きまして指導を行っている状況であります。

○小澤孝延君

それぞれ現在ある事業者等に立入調査を行っているということですが、これらを規制するための法規制といいますか、法令遵守を求めていくにあたって、どのような関係法令があるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

一般的にヤードで保管されているものは販売を目的とした有価物が主であると思われます。ヤード設置の際に関連法令につきましては、一度使用した中古品を販売するためには古物営業法の許可が必要となります。また、廃棄物を取り扱う場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法の許可が必要であり、それぞれ関係法令で規制をされています。

そのほか、ヤードに直接関連するものではございませんが、リサイクル社会をつくるために車のリサイクルにあたっての車の所有者や自動車メーカー等の役割を定めた自動車リサイクル法もございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

様々な関係法令が関わってくるということですので、縦割りの対応にならないように、ぜひ、ご注意をいただければと思っています。

袖ヶ浦市では、令和5年4月の条例制定を目指し準備を進めていると伺っています。条例案では、ヤード設置は市長の許可制にする。設置に際して住民説明会を義務付け、設置業者は事業計画や概要を地域に説明しなければならない。水質や土壌の定期検査も義務付ける。さらに犯罪防止の観点から、ヤードに搬出入される再生資源の品目や数量、取引先の記録を作成して保管することなども義務化し、条例違反に対しては、市長は勧告や改善命令、従わない場合はヤードの使用停止を命じる停止命令などに違反したときには、事業許可の取消しも可能にするといったような内容のようです。当市においても、同様に条例等による規制を検討すべきと考えますが、いかがお考えか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ヤード規制条例等の対策につきましては、千葉県で条例の制定について検討するとのことでありますので、制定について要望していくとともに、動向に注視していきたいと考えております。

また、市として独自に何ができるのか、調査・研究してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

千葉県でも規制の必要性や条例制定を含めた対応を検討しているということになっています。繰り返しになりますが、一部のヤードではありますが、国際犯罪組織による盗難自動車の解体・不正輸出のための作業場になっているほか、不法滞在外国人の稼働やい集場所、薬物の使用・隠蔽場所としても利用されるなど犯罪の温床になっている事実も認められています。県の条例制定に向けた動向注視、要望等もぜひお願いしたいというところではありますが、改めて市民の安全・安心な生活及び土地の健全活用のため、当市として今できることの検討と対応をお願いして、やちまた21の代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、小澤孝延議員の代表質問を終了いたします。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了いたします。

次に、新誠会、石井孝昭議員の代表質問を許します。

○石井孝昭君

新誠会の石井孝昭でございます。

今議会では2つの質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、質問に入る前に、先日、5期20年、議会議員として携わっていらっしゃいました故右山正美が急逝をされました。心から深く哀悼の意を表する次第でございます。

また、立場、思いは違えど、様々に我々若者に対してご指導いただいたこと、思い出すと、様々なことが思い出されます。この場を借りて感謝の意を表したいというふうに思っております。

議員引退後は、一市民活動家として活動されていらっしやったと記憶しております。乗合タクシーの実現化に向けて、一市民として福祉の向上に向けて活動されていらっしやったこと、敬意を申し上げる次第でございますし、その努力に対して少しでもその思いがこの議会で実現すればいいなという思いで質問に入らせていただきたいと思います、こういう思いでございます。

それでは、質問事項第1番目、農業問題について質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、農業における鳥獣被害ということなんですけれども、千葉県では、イノシシ等野生鳥獣による農作物被害が拡大していることから、地域・市町村・県が一体となって、防護・捕獲・生息環境整備、資源活用の野生鳥獣対策を総合的に推進するために県・市町村・関係団体で構成する「千葉県野生鳥獣対策本部」を平成19年1月に設置をされています。

県内では、中山間地を中心に、野生のサル、シカ、イノシシ等による農作物への被害が増加し、これらの原因による耕作放棄地の農地も見受けられ、農業者の生産意欲の減退を招くとともに、農業生産の大きな阻害要因となっています。

当八街市においても、カラスをはじめ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ等による農作物の被害年々増加しており、また年間を通じて及んでおり、近年ではイノシシの出没もちらほら見受けられるようになりました。

そこで、お伺いいたします。具体的に近年の「八街市の鳥獣被害の現状」についてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市の鳥獣被害の現状につきましては、過去3年間で申し上げますと、被害面積では、令

和元年度が7.1ヘクタール、令和2年度が4.4ヘクタール、令和3年度が8.5ヘクタール、また、被害金額では、令和元年度が361万円、令和2年度が224万円、令和3年度が86万円となっております。

なお、被害作物については、スイカ、トウモロコシ、サツマイモや豆類などの被害が年間を通じて及んでおります。

さらに、令和元年度には近隣市境付近でイノシシの足跡が確認され、今年度につきましては、大きな被害ではありませんが、農作物への被害が確認されている状況でございます。

○石井孝昭君

ご答弁、ありがとうございます。

今年、昨年から特に南部地域、落花生の被害とか、サツマイモの被害が結構多く見受けられます。吉倉地域、砂地域、そして上砂地域、滝台地域、山田台地域で、私の方にもイノシシの出没が発見されたということも上がってきています。恐らく担当の農政課にも様々な情報が上がってきておりますし、本年6月、7月にも畜産センターの近くにイノシシが出没したということで、担当課が確認に行かれたということはお伺いしております。

そこで、今、市長の答弁のとおり、捕獲した野生鳥獣、この野生鳥獣について、野生鳥獣を捕獲した後の扱い、野生鳥獣として生きているときではなくて、野生鳥獣を捕獲したときは、どのような扱いになっているのか。その後の対処方法、処分方法はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

まず、捕獲の方法ですけれども、市の職員が箱わなを設置いたします。箱わなにより捕獲された獣類につきましては、県から鳥獣捕獲許可を受けておりますので、農政課職員による電気止め刺しで処理しまして、最終的には市のクリーンセンターの方に搬入しております。

○石井孝昭君

カラスについては、どのように対応しているんでしょうか。

○経済環境部長（相川幸法君）

カラスにつきましては、猟友会の方々の協力によりまして捕獲しております。その後は最終的には、やはり、クリーンセンターの方に搬入しております。

○石井孝昭君

鳥獣対策というので、カラスが八街市では毎年100羽ずつぐらいは捕獲されているというふうに記憶しているので、その点、これからも担当課としては大変だと思いますけれども、ご対応をよろしくお願いたします。

続いて、鳥獣対策の状況についてご質問いたします。

農家の皆さんも、それぞれ大変ご苦労して鳥獣被害対策を個々に行っているというふうに伺っていますけれども、数字に上がらない被害も相当数あるように感じられます。農業被害の面積、そして農業被害の金額は年度によって多少のばらつきは、ご答弁のようにあるものの、今年度についても先ほどのお話のとおり、イノシシ、この被害が出ているというふうに聞い

ています。

現在、どのような鳥獣被害の対策を行っているのか、お伺いさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

鳥獣被害対策の状況につきましては、猟友会のご協力をいただき、カラスの捕獲を実施しており、タヌキなどの獣類は、箱わなによる捕獲で個体数の低減に取り組んでいるところでございます。

また、捕獲の実績といたしましては、猟友会によるカラスの捕獲実績は、令和元年度が99羽、令和2年度が98羽、令和3年度が94羽で、箱わなによるタヌキ、ハクビシン、アライグマの捕獲実績は、令和元年度が65頭、令和2年度が66頭、令和3年度が141頭、今年度は8月末時点で60頭を超える捕獲となっております。

なお、イノシシ対策につきましては、令和3年12月に、八街市野生鳥獣被害防止対策協議会を設立いたしましたので、今後は、国、県の交付金を活用しながら、イノシシなどの鳥獣被害防止対策に努めてまいります。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

千葉県全体としては、イノシシの被害を想定して協議会で対応しているということなんですけども、今、市長の答弁ですと、令和元年が65、令和2年が66、令和3年度が141ということで、今年度は道半ばですけども、60頭ぐらい。八街市としては、劇的に増えているという認識で恐らくいいんだと思うんです。この劇的に増えていく状況について、今後、何らかの対応をしていかなきゃいけないというふうに思うので、その思いの中に協議会の質問をさせていただきたいと思うんですけども、千葉県では、被害を防止する防護柵の設置、そして有害鳥獣対策指導員の設置等の施策をされています。

県が行っている野生鳥獣被害対策として、イノシシ等の有害鳥獣被害防止対策事業のメニューが3つ用意されています。その中の1つ目としては、野生鳥獣対策連絡会議の設置、2つ目として鳥獣被害防止総合対策交付金事業、3つ目として、有害鳥獣対策指導員設置事業、この3つがございます。

2つ目の農作物等への被害を防止するための防護柵の設置等の支援をする鳥獣被害防止護総合対策交付金事業、これが八街市野生鳥獣被害防止対策協議会の設置に至っているというふうに理解をしておりますけども、そこでお伺いさせていただきたいと思います。

昨年12月に設立された八街市野生鳥獣被害防止対策協議会についてご質問します。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市野生鳥獣被害防止対策協議会につきましては、野生鳥獣における被害状況を把握し、被害対策を的確に、かつ効率的に行うことを目的として設立いたしました。野生鳥獣の生息状況及び被害状況調査、被害防止対策や被害防止に係る普及啓発に関する事業を行ってまい

ります。

なお、協議会は、八街市農業委員会会長をはじめ、千葉みらい農業協同組合、佐倉猟友会八街支部、鳥獣保護員、八街市農業研究会、印旛農業事務所、印旛地域振興事務所のそれぞれの機関及び団体等から推薦された方で組織しておりまして、今年度、1回目の会議を、去る8月19日に実施し、事業計画及び予算について、審議したところでございます。

○石井孝昭君

ご答弁、ありがとうございます。

8月19日に第1回の協議会で協議されたということで、前に進んでいる感じがいたします。今年度は、この協議会では具体的にどのような事業を展開していくのか、鳥獣被害対策をどのように行っていくのか、お聞かせ願えればと思います。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

今年度につきましては、県に要望しておりました鳥獣被害対策体制整備支援事業、これによりまして、民間の専門員を派遣していただきまして、イノシシ対策を含め鳥獣被害の調査、分析、地域ぐるみでの対策に取り組むために必要な組織づくり、そのほか、被害対策、自治体の担い手の育成などに取り組む予定であります。

また、協議会で行う担い手の育成に必要なわな免許、これを市の単費免許取得者に係る経費に対して一部助成するという事を考えております。

○石井孝昭君

近隣の市町村を見ると、既にお米地域、山武なんかを入れますと、もう電気柵を設置されています。やはり、非常に早く設置されているところと、米作地帯と畑作地帯の違いはあるんだと思うんですけども、非常に被害額が減少しているというふうに聞いておりますし、電気柵を設置しないところに、またイノシシが移動していくということになろうというふうに聞いています。

そこで、専門員から、今、部長答弁ですと、民間の専門員ということで調査員、これの支援を受けて、集落や組織が確立されるまでに結構な時間を要するんじゃないかというふうに思います。個々の農家は非常に被害が出るので、多分すぐ連絡が来て、現状を見に来てくれで終わりになっていたんですけども、その間の被害対策とか被害防止策として電気柵を設置していくというのは、特に有効な手段であるんですけども、今までそのすべがなかった。この野生鳥獣対策の協議会を設置することによって、電気柵の設置をすることが有効な手段というふうに考えられるんですけども、その方法についてはいかがに対処していくんでしょうか。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

野生鳥獣による被害防止策として電気柵は有効な手段と考えております。本市において協議会を設立したことによりまして、国からの補助金が受けられるようになります。電気柵につ

きましては、3戸以上の農家が一体的に電気柵を設置する場合は補助が受けられますので、今後、地域の組織づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、国からの補助金につきましては、要望した年度の翌年度に採択されますので、被害状況から速やかに対応したいなどの農家の方には、市の単費で一部補助したいと考えておりまして、今回の補正予算に計上させていただいているところでございます。

○石井孝昭君

今議会に上程されている補正予算書を見ますと、農業費の3農業振興費の中に有害鳥獣対策の駆除対策費として野生鳥獣被害防止対策協議会補助金、そして狩猟免許取得促進事業補助金、農作物被害防止電気柵設置事業補助金として37万8千円、これを上程されています。これから委員会によって審議されていくものというふうに理解をしていますが、農業者にとってはとてもありがたいことだというふうに思います。被害に遭っている皆様ではなくて、これから被害に遭う可能性のある農家の皆さんもたくさんいるわけで、その防護策としてこれから考えていかなきゃいけないというふうに思うんですけども、まず、市長をはじめ執行部の皆様には予算の計上については深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

しかしながら、形態や要件によって、国から補助を受けられない場合が想定されます。その一部想定される中に、その際は市から補助金が受けられるということになるんですけども、具体的に農家個人にどのくらい補助されるんですか。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

国の補助金が受けられる電気柵につきましては、3戸以上の農家が一体的に設置して対策にあたるということで、国の補助対象となるんですけども、国の補助対象とならない個人の農家の方につきましては、市の単費により農家個人が設置する場合に補助することを考えております。補助率につきましては、今のところ、2分の1、上限2万円なんですけども、その形で、今、補正予算の方の計上をさせていただいております。

○石井孝昭君

つまり、国の形態は3戸集まらなきゃいけないんですけど、市としては1戸の農家でも補助されるという認識でよろしいんですか。今年も来年からも、どちらも両方ですか。

○経済環境部長（相川幸法君）

担当といたしましては、今後、引き続き何年か、そういった対策で電気柵の普及を図っていきたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。非常に機敏な動きをしていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

上限2万円ということなんで、2分の1、4万円以上の予算の場合は2万円の負担ということですね。

これは面積の大きさに変わると思うんですけど、そこは今後検討していただきたい。例え

ば、トウモロコシでも本当に5反歩、8反歩やっている農家の一団の畑の隣は電気柵をやっている、その隣は電気柵をやっていないで、隣トウモロコシは全滅、こっちのトウモロコシは大丈夫という農家も今年ありましたと伺っています。だから、あくまでも電気柵を設置したから役所はいいというわけじゃなくて、その周りの周辺地域によって、集落の農家さんの皆さんには周知をしていかないと、そういった現状が起こりますので、その辺は今後の課題として細かな対応をしていただければありがたいというふうに思います。

先ほどの部長答弁だと、国の補助金は要望した来年に採択されるということですよ、来年に。要望を今年にまとめなきゃいけないと思うんです。要望が少ないと、国の採択は少ないということになるので、今年度はもう数か月しかありませんけども、今後、国の補助金を活用していくには、市内農業者に対して、どのように周知を行って行って、どのように国に要望していくのか、その辺についてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

周知につきましては、農家組合連合会、また回覧やホームページ、そういったもので周知をしたいと考えております。

また、今年度につきましては、鳥獣防除対策に関するアンケート、こちらを実施いたしまして、農家の皆さんの意向を確認して、国の補助金が活用できる体制をまず整える。そうしまして地域の実情を踏まえて国へ要望してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

予算書を見ていくと、10件程度かなというふうに予算計上しているのかなと思うんですけど、仮に要望が多かった場合はまた補正予算をお考えいただきたいと思います。

また、JA千葉みらい、こちらの方にも鳥獣被害の相談は結構上がってきているというふうに聞いていますので、JAとも連携して一体的な鳥獣被害対策に取り組んでいただけるように要望させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木広美君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。再開後は引き続き一般質問を行います。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前11時01分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、石井孝昭議員の一般質問を行います。

○石井孝昭君

それでは、質問事項2番目に進めさせていただきます。

地域公共交通問題についてご質問いたします。

国において、平成25年12月に「交通政策基本法」が成立して、平成26年11月には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正が行われました。人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上のために地方公共団体が中心となって、関係者との合意の下、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通を形成することの重要性が示されました。将来にわたって持続可能な公共交通への再編・見直しが求められ、平成28年3月に「八街市地域公共交通網形成計画」が策定されました。市民の移動実態・ニーズの把握、公共交通サービスの維持の課題を整理して、ふれあいバスの路線の再編、バスターミナル移設等鉄道駅における交通結節点の強化、高齢者外出支援タクシー利用券の助成制度の導入を柱とする計画を示し、平成29年には地域公共交通再編実施計画が千葉県内で初めて国からの認定を受けました。

そこでお伺いいたします。「八街市地域公共交通の現状」についてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における地域公共交通は、現在、民間による交通機関として、鉄道であるJR総武本線、八街駅を発着し、成田市、山武市、東金市など近隣自治体と本市を接続する路線バスが3路線、東吉田区、勢田区など市内を循環する路線バスが1路線、また、JR千葉駅とJR成東駅を結ぶ路線バスが山田台地区の一部を運行しているほか、市内に営業所を置く事業者2社により、タクシーが運行されています。

また、行政による交通機関として、市のコミュニティバスである「ふれあいバス」が市内4路線運行しているほか、千葉市のコミュニティバスである「おまごバス」が停車所として沖区に乗り入れしております。

近年では、どの交通機関においても、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けており、利用者は大幅に減少し、経営状況は大変厳しいものになっていると伺っております。

特に、令和3年度からは市内を循環する民間路線バス1路線については、自社による営業努力だけでは、路線の維持は難しいため、本市が新たに補助金を交付することで、路線の撤退を防ぎ、路線の確保維持に取り組んでいる状況になっております。

なお、本市における地域公共交通につきましては、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを構築するため、市職員のほか、市民の代表者、バス及びタクシーの交通事業者、千葉運輸支局、警察や公共交通を専門に研究する大学教授等の交通関係者で構成されます「八街市地域公共交通協議会」を定期的開催し、持続可能な公共交通ネットワークを構築するための協議を継続的に実施しております。

○石井孝昭君

ご答弁、ありがとうございます。

八街市からも補助金を出していることになっているということで、フィーダー系の事業者をはじめ、その運営についても、ある程度、一定の役割を果たしていただいているので、財

政課としても非常に頭を悩ますところかとは思いますが、令和4年3月31日時点で八街市の高齢化率は32パーセントということになっています。計画当時より数パーセント高齢化率も増しているのですが、また、制度改正に向けて、いろいろ動いているというふうに理解をしております。

続いて、高齢者外出支援タクシーの現状と改善点ということなんですけれども、平成29年10月からスタートした高齢者外出支援タクシー事業は、高齢者の日常生活の利便性の向上と社会活動の拡大に資することを目的として一定の役割を果たしております。また、近年、コロナ禍の中でも利用者は横ばいの傾向ではあるものの、福祉事業としての貴重な役割を果たしております。

そこでお伺いいたします。「高齢者外出支援タクシーの現状と改善点」についてご質問します。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者外出支援タクシー利用助成事業については、地域公共交通の再編により、ふれあいバスが5コースから4コースになったことから、高齢者支援として平成29年10月から事業を開始しております。

事業の開始以降、市民からの要望に耳を傾けながら事業内容を改正し、令和2年度からは交付枚数を年間最大30枚で通院の往路のみ市外までの使用が可能、令和3年度からは1回で4枚までの使用と往路のみ通院に限らず市外までの使用を可能といたしました。

令和3年度の実績としましては、申請者数は2千818人、交付枚数8万1千72枚に対しまして、利用者数2千117人、利用枚数4万4千211枚、利用率は54.5パーセント、前年比で約3ポイントの増であります。

○石井孝昭君

次の質問に移ります。

新たな公共交通導入の実証実験の考え方についてでございますけれども、令和3年5月に策定した八街市地域公共交通計画の実施策の中で「移動ニーズに応じた外出支援策の見直し・導入」を施策として掲げ、高齢者外出支援タクシー制度の見直し及び公共交通システムの実現可能性の検討を行い、調整ができた時点で実施することとしている。

また、6月議会において林政男議員よりの質問に対し、調整ができた時点で実証実験を実施します。実証実験の運行形態には未定ですが、一日も早く実証実験を始められるように準備を進めますとの答弁をされています。

先日、八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業計画の説明がございました。非常に前に進んできたなという感じがしております。

そこでお伺いいたします。「新たな公共交通導入の実証実験への考え方」についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市が導入を検討している新たな公共交通は、令和3年5月に策定しました「八街市地域公共交通計画」における施策「移動ニーズに応じた外出支援策の見直し・導入」に基づきまして実施しようとするものでございます。

新たな公共交通の導入にあたっては、市が現在実施しております「高齢者外出支援タクシー制度」を見直し、民間路線バスやふれあいバスでは運行が難しい市内交通空白地域を解消するとともに、持続可能な公共交通体系として構築することを基本方針として掲げております。

実証実験については、導入時期を令和5年10月、対象地域を市内全域、検証作業を含めた実施期間を「八街市地域公共交通計画」の計画期間である令和8年3月末までの2年6か月で調整を進めており、この間の利用状況や市財政負担額、アンケート調査による満足度等を評価指標として効果検証してまいります。

今年度中には、交通事業者、あるいは千葉運輸支局、八街市地域公共交通協議会といった関係機関との協議調整を整え、具体的な運行形態を決定し、一日でも早く市民の皆様への広報周知活動を始められるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭則君

答弁、ありがとうございます。

幾つか再質問を行わせていただきたいと思いますと思うんですけども、まず初めに、令和元年6月に議会において、乗合タクシーの早期実現を求める会の請願が出されて、当時の議会の意思として趣旨採択ということで採択されています。議会の意志としては、趣旨採択ということなんですけども、執行部としては、趣旨採択はどのように受け止められていますでしょうか。

○副市長（大木俊行君）

この趣旨採択につきましては、大変重く受け止めていまして、市といたしましても、早急にかんがひを尽さなければならないというふうに捉えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

今年の6月に地域公共交通協議会の会議で大木副市長が会長となられたということで、また、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思うんですけども、重く受け止めている中で、今回、先ほど、市長の答弁いただいたようなところでいろいろ進めていただいているのかなというふうに理解をしております。

それで、令和4年8月12日に第2回の八街市地域公共交通協議会が書面によって開催されているんですけども、内容は八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業計画（案）についての議事録を拝見しております。それを拝見すると、委員総数28名のうち、承認が27名、否認が1名となっているんですけども、全体的には承認されているんですけども、1名の否認された方の理由というのはどのような理由かどうかわかれば教えてください。

○副市長（大木俊行君）

確かにこの中で1事業者の方が否認をされております。この内容につきましては、デマンドタクシーを実施した場合に、路線バスの駅が今後できなくなる可能性が強いということで否認されておりますが、今後につきましては、この事業者とも十分協議をした上で、維持管理ができるように進めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

また、6月の協議会では、ある委員から次のような質問が事務局にありました。「高齢者外出支援タクシーの代替策としてデマンド交通が導入されるということですが、基本方針というと非常に幅が広く、バス協会の心配事として聞いていただきたいのは、既存のバス等の一般路線からのデマンド交通へのお客様が移るということもあり得るというわけですが、一般路線に影響が出ないということの方針の中に含んでいるという理解でよろしいでしょうか。持続可能な公共交通の構築については、一般路線も含まれた内容でありますので、デマンド交通も一般路線のバスやタクシーも共存共栄でいくという考えが含まれているという理解でいる」というふうにありました。

フィーダー系統の運行事業者も含めて執行部の考え方についてお聞かせ願います。

○副市長（大木俊行君）

今回のデマンドタクシーにつきましては、バス停まで歩くことが不可能な方を自宅まで送迎しようというふうに考えております。路線バスにつきましては、例えば、東金から八街駅、八街駅から成田駅まで、成東から八街駅という形で通っておりますので、路線バスが廃退しないような形でうまくつなげていく継続していく、路線バスに乗換えをして、例えば成田の方に行っていただくというような形も考えておりますので、この系統について、十分注意はしていきたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

交通空白地帯ということで、その解消ということが基本のところになってくると思うんですけども、そこでフィーダー系の運行事業者も非常に重要な今役割をしているので、しっかりとこれからも補助していただきたいんですけども、市民の中には実証実験、ちょっと早めに行ってほしいという要望も幾つか寄せられています。その件についての見解はいかがでしょうか。

○副市長（大木俊行君）

新たな公共交通の導入につきましては、交通事業者や千葉運輸事務局、また交通関係者との協議が必要となりますので、具体的な内容を決定するまでには、調整には相当な時間を要しております。

また、新たな公共交通につきましては、利用者の事前登録が必要となるほか、利用方法につきましても、予約が必要であるというような十分な市民周知が必要と考えております。

このような状況から、総合的な判断をした結果、令和5年10月を導入時期として予定し

ておるところでございますが、市民の皆様から一日でも早い運行開始が期待されていることは承知しておりますので、一日でも早く運行開始ができるように準備を進めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。非常に前向きな答弁で、心強く思う次第でございます。

そこで、実証実験、この説明のとおりなんですけども、実証実験は恐らく2年6か月という期間の非常に長いスパンになると思います。恐らくあまり例がないのではないかというふうに思うんですけども、近隣ではまず聞いたことがありませんし、長い期間の実証実験を経て、行く行く次期総合計画との整合性も恐らく図っていかなきゃいけないというふうに結び付き、ルールとしては乗っかっていくんだらうというふうに理解をするんですけども、その2年6か月となる実証実験の理由、そして本格導入へのロードマップについてお聞かせ願います。

○副市長（大木俊行君）

先ほど、市長からもご答弁申し上げたところでございますが、今回の実証実験につきましては、本格稼働するかしないか決めるものではなく、実証結果を見ながら、本市に合った公共交通にするものと考えております。ですので、本格稼働を前提としております。やる、やらないではなく、本格稼働を前提としております。ただし、八街市に合ったものにするために長いスパンの中でいろいろなことを検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

恐らく、それぐらいの期間だと、いろいろなことが見えてきたりすると思いますので、非常にいい選択いただいたなと本当に思います。仮に実証実験が3か月、半年、1年でも、本格導入に向けて、ちょっと失敗することも可能性としてもあるので、実証実験という期間の中で成果としての果実を取り付けていくには、今、副市長がおっしゃったように、しっかり本格導入に向けて、心の中ではスタートしていくという中で、いろいろなものを事業者と協力していただきながら進めていただきたいと、このように申し上げます。

市長、その辺の市長の見解について、もう一度、お聞かせ願います。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁したところでありますけれども、今、副市長の方からもお話がありましたとおり、本格的なことを前提として取り組んでまいりたいと考えています。

○石井孝昭君

市長、本当に力強い言葉を本当にありがとうございます。

これから市民の足として、どのような形で何かというのが我々も期待をするところでございますけれども、南部地域の議員として、そして様々な意見をいただいております。そのような市民の交通の足として、これから実証実験がすばらしいものになることを期待申し上げます。

最後の質問になるんですけども、この実証実験を開始する上で、高齢者外出支援タクシー制度は事実上廃止になる見込みとなるというふうに理解をしています。

高齢者外出支援タクシー制度が担ってきた意義、そして役割というものはデマンド型乗合タクシーがどれだけ補完できるかというのは現時点では私もちょっと分からないところがあるんですけども、高齢者外出支援タクシー制度が担ってきた、まず、意義と役割について、担当部長、お聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（吉田正明君）

高齢者外出支援タクシーにつきましては、当初、ふれあいバスのルートの削減というものを補完する目的で平成29年10月から始まったものでございますけれども、この間、移動手段を持ち得ない高齢者の方々への支援策といたしまして、高齢者の方の外出機会、あるいは社会活動参加といったことに寄与してきた事業ではないのかなというふうに考えております。

しかしながら、高齢者外出支援タクシーそのものがタクシー運賃の定額補助というような形だったことから、居住地域によりまして運賃負担額が違うということに対する見直しだったりですとか、それから、また今回、話に出ております乗合タクシーの導入というものを求めてくる声が、この間、多く寄せられるようになってまいりました。

こうした状況を踏まえまして、来年の10月からデマンド型乗合タクシーの実証運行というものが開始されることになっておりますので、これに合わせて来年の9月いっぱい高齢者外出支援タクシーについては終了させていただくということでご理解をいただければと思います。

○石井孝昭君

9月いっぱい高齢者外出支援タクシーが終了するというので、今、部長から答弁がありました。年度の途中ということになるので、来年度の予算取りだとか、執行する枚数とか、使用の仕方については、結構な周知が必要かなというふうに思います。

例えば、10月1日から乗合タクシー実証実験を行うということなんですけども、この点について執行部としては、その辺の間違いとか、高齢者外出支援タクシーから移行していった、デマンド型乗合タクシーの実証実験を全般的に行っていくというような、ある程度、スケジューリングもとても大事なかなと思うので、その辺の進めた方について、最後、お聞かせ願えればと思います。

○副市長（大木俊行君）

市民の方々に一日も早く周知をすることが必要だと考えておりますので、広報周知活動であったり、いろいろな手段を使いまして、それとあと、高齢者外出支援タクシーの券を送付するときに案内文を入れまして、その中にデマンドタクシーのことも説明させていただいて、漏れがないような形を取りたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

副市長、ありがとうございました。

市長、副市長からも力強いお言葉もいただきました。デマンド型の乗合タクシー、これから

八街市にとっては、恐らく地域の足、空白地帯の解消、この辺について非常に大きな役目を果たしていくんだらうというふうに推測しています。私も含めて非常に期待を申し上げるところでございます。

どうぞ、この乗合タクシー事業が、デマンド型の事業が先に進んで、市民の笑顔が広がる町となることを、最後、ご祈念申し上げ、私からの質問に代えさせていただきたいと思いません。

ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、新誠会、石井孝昭議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了します。

次に、改革クラブ、新見準議員の個人質問を許します。

○新見 準君

改革クラブ、新見準でございます。よろしく申し上げます。

これから質問することは前回の続きでございます。その中で幾つか提案がございます。

給食の残菜処理費用と文部科学省の給食エネルギーの摂取基準についてですが、給食の残菜処理費用に高額な予算が組まれております。一方で、本市の給食は、文部科学省の給食エネルギー摂取、カロリー基準を下回っております。給食の残菜処理を本市のクリーンセンターで行い、残菜処理費用の予算を給食賄材料費の予算に充てる考えはございませんでしょうか。よろしく願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校給食センターから排出される残渣につきましては、食品循環資源として有効活用することで、循環型社会の形成に寄与するため、現在、家畜の餌である液状化飼料として再生利用しております。

これは、国が定めている食品リサイクル法基本方針において、学校給食調理施設は、食品関連事業者の取組に準じて、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努める施設と位置付けられていることによります。

また、学校給食は、教育の一環として重要な役割を担っており、給食残渣のリサイクル処理は、SDGsの目的達成につながる食品循環の一部になる取組と考えております。

したがって、現在のところ教育委員会では、給食残渣を焼却処分することは考えておりません。

しかしながら、ご指摘のとおり、本市の給食におきましては、エネルギーの学校給食摂取基準を満たしておりません。

このことにつきましては、基準に近づけるため、様々な観点から問題点を検証し、最善の方策を検証するとともに、引き続き、価格が安定していて、栄養価の高い食材を選定する努力を重ね、栄養士とともに献立の工夫により、安全かつ子どもたちに喜ばれ、食べ残しが少なくなる給食の提供ができるよう努めてまいります。

○新見 準君

今年度ですか、給食の残菜処理費用に年間760万円以上の予算が組まれています。これは成田市の1.8倍の金額でございます。成田市はもっと安く残菜処理をいたしております。

その基準を、文部科学省のエネルギー基準を下回っており、その基準を満たすためには、年間630万円が必要と。残渣処理を本市のクリーンセンターで行えば、ほとんど費用がなくなります。残菜処理に760万円をかけて、子どもたちのカロリー、基準を満たすために630万円、これは本末転倒になっておりませんか。先に子どもたちの給食を満たしてから、残菜云々を考えるべきだと思います。

ただ、カロリーだけでいいますと、油物を使えばカロリーは十分満たすことができるんです。

今、ウクライナの戦争、ウクライナの戦争というよりも、ロシアが侵略しておるわけですが、その影響があって、日本の食品等々かなり値上がりしております。私、毎日、スーパーでお買物しておりますが、目が張るほど上がっているなというような感じをしております。

給食の方では、かなり努力をなさっていると思いますが、この値上がり分、今回はコロナ禍のお金を充てて値上げはしませんでした。来年はコロナ禍の給付金が出る予定はございませんよね。そのコロナ禍の予算が当てにできない状況で、給食費を上げずに、また、質の高い給食を子どもたちに提供することはできるのでしょうか。その予算を確保することはできるのでしょうか。

教育長、お答えください、教育部長かな。

○教育部長（土屋武志君）

ただいまの質問ですけれども、新見議員のご心配のとおり、様々な、今、給食を取り巻く事情というのはございます。2つの観点があって、1つは、もともとそもそもエネルギー量が若干少なくなってしまうこと、もう一つは、今、お話があったとおり、様々な社会情勢による値上げ、様々なものが値上げしているということになっています。今年度につきましては、約1千800万円を国のコロナ対策事業費から給食費に充てておる、そういうものも事実でございます。

そんな中で基本的には、学校給食の提供に係る経費につきましては、学校給食法で、その経費負担区分は定められており、食材購入費相当額は保護者に負担いただくのが給食費というふうになっております。これ以外に学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食運営に要する経費につきましては、市が負担をしているところでございます。

本来であれば、食材などの物価上昇に合わせて、給食費の改正を行っていくものであり、

この状況では値上げもやむを得ないのではないかという意見もありますが、現在の社会情勢の中、早急な給食費の改正は理解が得難いと考えております。

一方、長引くコロナ禍や、国際情勢の変化、さらに円安が進む中、原材料の高騰が続き、現在の給食費では給食の質と量を保ちながら提供することが非常に難しくなっていることは事実でございます。

しかしながら、教育長のご答弁のとおり、食材をしっかり選定する、または栄養士として協力する、様々な工夫によって自助努力を継続したいと考えています。

しかしながら、それに伴って、先ほど来、話がある1つはエネルギー量の補完、物価の上昇という2つの観点から考えたときに、これも限界があると、そのようにも考えておりますので、教育委員会といたしましては、財政部門としっかり協議しながら、この辺の改善について前向きに検討していくつもりでおります。

○新見 準君

前向きに検討とおっしゃいましたが、コロナ禍の給付金がない中で、値上げせずに運営していく自信はございますか。

○教育部長（土屋武志君）

これまでも実は運営はしておりました。しかしながら、今回、途中から交付金が入りましたことにより、ある意味で言えば、楽しい給食ということで、子どもたちに喜ばれる給食が提供できているというのは事実です。しかしながら、その前は提供できなかったかという、そうではございません。ですので、この辺は努力によってやっております。ですから、2つの観点がございますので、先ほど来、申し上げているとおり、まずは我々としてはエネルギー量の補完、前回の答弁をした部分では、お米等の炭水化物を増やすことによってということで、試算として630万円程度というお答えをしているかと思えます。その部分と、もう1つは物価の上昇という部分になりますので、これを全部補完するのは、きちんとできるのかと言われたら、なかなか難しいというふうには私も認識しております。しかしながら、少しでも、今の段階では、教育委員会として財政当局ともしっかりとお話をさせていただきながら、少いで補完できるような形を取れたらいいというふうに考えております。

ただ、将来的には、今すぐではないですけども、保護者のご理解を得ながら、値上げというのも当然考えていかなきゃいけないところには来ているのかなというふうには考えておりますが、じゃあ来年、再来年かというところになると、そこはまだ早いのかなというふうに考えているところもありますので、この辺は慎重にやらせていただきたいというふうに考えております。

○新見 準君

物価高は生き物ですから、その時々によって上下します。それを注視しながら、給食の材料を決めていただければと思います。

ただ、前にも、私、言いましたが、残渣に対しては、堆肥にしたらどうかということをお願いしました。昨日、木村議員からもそういうご提案がございました。援護射撃、非常にあ

りがたく思います。その辺も含めて、将来的に考えていただきたいと思います。

子どもは、地域、自治体、国で育てるもの。悲しい思いをして、家を出て、今、どこで何をしているか、彼は、そんなことが1個もなくなるように、我々大人は努力すべきだと考えます。

では、次に進みます。

前回、産科がない本市で妊婦さんとおなかの赤ちゃんを守るために、産科をぜひとも作っていただきたいと提案させていただきましたが、かなりハードルが高く、また、5億円や6億円じゃできないというようなことが分かりました。

そこで、かなり前に言いましたけども、妊婦さんが検診を受けるときに、自分で運転するのではなく、病院までの往復タクシー券を支給すべきと質問しました。そのときに、調査・研究すると答弁されましたが、なぜか進展しておりません。八街の次代を担う子どもを産み、育てるお母さんとおなかの子を交通事故などから守るため、定期検診のときのタクシー券の支給や、何らかの経済的援助を、これは平たくいえば、検診のときにかかるお金とかがすぐ考えられるんですが、そういったことを援助する考えはありますでしょうか、お聞きします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の次代を担う子どもたちのためにも、妊婦への支援は大変重要なことと考えております。

本市と同様に市内に産科がない中で、妊婦に交通費等の支援をしている長崎県平戸市等の先進事例もごございます。

そのような事例を参考にしながら、産婦が希望しているサービス、あるいは支援についてのアンケートを取っておりますので、ニーズに沿った支援を実施する方向で前向きに進めてまいります。

○新見 準君

前向きなご検討ということで、市長、どうですか、今、市長がおっしゃったこと、11月の市長選のときに公約として載せていただだけませんかでしょうか。どうでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

今の新見議員の発言なんですけれども、選挙等に絡む内容等に関しましては、差し控えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○新見 準君

選挙法に引っかかるということですか。

では、改めて市長にお聞きします。今、先ほど、市長がおっしゃったこと、必ずやり通すというお約束はしていただけますでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁したところでありますけども、長崎県平戸市においては、産科がない中で出生率が2.30という大変大きな数字になっております。八街市も、やはり産科がないという自治体でございます。こうした長崎県の先進事例を参考にしながら、妊婦さんが産み育てや

すい八街市にするよう最大限の努力をしてみたいと考えております。

○新見 準君

最大限の努力、市長がおっしゃっているんですから、お約束として捉えさせていただきます。

これで、八街市では、新婚家庭の補助金、間が空いていた、すき間が空いていた妊娠時の補助、それが埋まるわけですね。その後は、幼稚園、小学校とつながっていますので、八街に住むことによって、子どもが安心して、そして経済的にも軽く済むというストーリーが出来上がります。これは大いに発信していきたいと思います。

それから、これに関しても木村議員が代表質問で援護射撃していただきました。誠にありがたいと思います。

私は、先ほども申しました、子どもは国が育てるべきだと。国ができる限りの援助をして、1人でも多くの子どもが幸せに生きていけたら、そして、多くのお子さんが産まれるようにしていただけたらと思います。いい例がフランスです。出生率が0.1だったのが、80年代だったかな、今や2に近いような状況になってきています。少しずつでも前向きに子どもたちのため頑張っていきたいと思います。オール八街で頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

ありがとうございます。

○議長（鈴木広美君）

以上で、改革クラブ、新見準議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を許します。

○小菅耕二君

誠和会の小菅耕二です。通告書に従い順次質問させていただきます。

近年の異常気象により、日本はもとより世界中で大雨の被害が発生しております。今年も線状降水帯の通過や停滞により、水害が東北地方をはじめ日本各地で発生しております。

八街市では、3年前の9月、10月の台風や大雨で甚大な被害を被りました。以前には大雨が降ると、水が集まり池になっていたような場所がありましたが、近年の宅地開発で露出した地面が少なくなり、コンクリートやアスファルトで覆われて、雨水が地中へとしみ込まずに、道路等へ流れ出てしまいます。そこで雨水を一時的にためて、側溝や河川への流出量を調整することで洪水被害の発生を防止する有効な施設が調整池であります。

そこで市内にある調整池の状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市道の雨水排水対策の調整池といたしましては、市所有や借地により整備された施設が16か所ございます。

調整池の種類といたしましては、状況に応じてコンクリート護岸や保護シート、素掘りの構造で整備しております。

その他、学校の校庭や地下を利用した貯留施設も整備しております。

また、自然の地形のまま、雨水が流入し滞留してしまうような低い土地を調整池用地として借り入れております。

○小菅耕二君

調整池ですけれども、八街の土地柄で土ぼこりによる泥が側溝や道路に積もります。大雨時には泥等の流入により調整能力の低下が考えられます。

そこで調整池の保守管理について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

施設の維持管理にいたしましては、定期的にパトロールし、草刈りや流入口及び出口の清掃・浚渫、フェンスの補修等を実施しております。

また、ポンプ排水施設のある箇所につきましては、電気設備とポンプ設備の保守点検を委託業者により実施しております。

○小菅耕二君

適切に管理されているということで安心しました。

私の地元の二区にも調整池がございますけれども、調整池について再質問させていただきたいのですが、東京都八街学園脇付近に設置されている二区調整池の排水ポンプについてですが、起動時及び停止時に発生する音が大きいということを聞いております。改善することができないかどうか、伺います。

○建設部長（市川明男君）

今、ご質問いただきました調整池につきましては、調整池から接続しております雨水排水路の上部が蓋で覆われていないため、排出される際などに音が出てしまうと思われまので、現地で再確認した上で改善策につきまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○小菅耕二君

よろしく願いいたします。

それと、もう1か所、県道八日市場八街線を走るふれあいバス北コースの東大清水バス停付近にも調整池がございます。この調整池の東側にはフェンスが設置されておりません。子どもたちの転落防止のためにもフェンスを設置することができないか、また、周囲に雑草も生えてきておりますので、刈取りなどの予定があるのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

ご質問いただきました調整池につきましては、道路側など3方向につきましては防護柵を設置しておりますが、畑に面する東側につきましては、調整池にたまった土砂を搬出する際に、その脇に堆積していることから、防護柵は設置しておりませんでした。今後、東側にも防護柵を設置することができるよう検討してまいりたいと考えています。

なお、雑草の刈取りにつきましては、業者委託をすることから10月に実施する予定でございます。このため、職員の方が現地確認を取りましたところ、伸びているということでしたので、8月下旬に職員による除草を、取りあえず当面の対策として実施したところでござ

います。

○小菅耕二君

早急に防護柵も設置していただいで、子どもたちの安全のためによろしくお願ひいたします。

次に、調整池、八街市全体での今後の整備計画についてどうなのか、お伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

調整池の整備につきましては、昨年度、市道102号線の道路冠水を軽減するため一区調整池を整備し、本年度においては、調整池内に排水ポンプを2基設置したところでございます。

また、五区榊形地先や吉倉区新田谷津地先、沖区東沖地先にも雨水調整池の整備を計画しているところでございます。

今後も、地権者のご理解、ご協力をいただきながら、引き続き、雨水流出量の抑制を図り、道路冠水の軽減につながるような計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

○小菅耕二君

大雨による災害が近年多発しておりますことを強く感じております。大雨による災害を少しでも軽減できるよう、しっかりした整備計画を立て、速やかに計画の実行をしていただけるようお願いいたします。

次に、ハザードマップについてお伺ひしたいのですが、市ホームページから八街市浸水ハザードマップを検索すると、北部、南部地区のハザードマップを見ることができます。この浸水ハザードマップについて利活用の状況はどうなのか、お伺ひします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、市域での過去最大の降雨であった令和元年10月25日の大雨での冠水・浸水箇所をまとめたものを浸水ハザードマップとして作成し、市ホームページにおいて公表しております。

このマップは、雨の振り方、土地利用の変化などの条件により、浸水範囲が異なる場合もございすが、平時から自宅が浸水の危険があるかなど、避難行動の判断を行う資料として、市民の皆様に活用いただいでしております。

また、窓口に確認のため来庁される方も多数いらっしゃいますので、その際は、土砂災害警戒区域等も併せて情報提供をしてまいります。

○小菅耕二君

市のホームの浸水ハザードマップを見て、スマホで見られますけれども、拡大していくと細かい部分までよく確認することができますが、反対に今度どこを見ているのかという全体図がよく分からなくなることがあります。

それで、浸水ハザードマップの配布をすることは可能なのかどうか、お伺ひします。

○総務部長（片岡和久君）

浸水ハザードマップは、浸水箇所を詳細に表示するため、八街市が北部、南部に二分されている1万分の1の地図に記載したものをホームページに掲載しております。地図の大きさを考えますと、現段階では紙媒体での配布は難しいものと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○小菅耕二君

紙媒体での配布は難しいと。大きなものですから、個人に配布というのは難しいのかなと、私も理解します。

市民の方々は、自分の住む地域、また生活圏に大雨のとき、どのような浸水箇所があり、危険があるのかを事前に知っておくことで、生命、財産を自ら守ることができます。紙媒体の配布が難しいとのことですが、掲示することは可能であると思います。

ホームページを見ない方、見られない方に浸水ハザードマップの危険箇所を知っておいていただくため、各地区の公民館、またはコミュニティセンターに掲示するのはどうでしょうか。そうすれば、自分たちの地域の危険箇所を認識できます。地域防災の資料としても活用していただけるのではないのでしょうか。検討をお願いいたします。

○議長（鈴木広美君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時10分より再開し、引き続き一般質問を行います。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後1時10分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、小菅耕二議員の一般質問を行います。

○小菅耕二君

それでは質問事項2番目の高齢者にやさしい環境づくりということで、サンタリーボックス設置について。

このサンタリーボックス設置については、6月議会でも栗林議員が質問されておりますが、私も今回質問させていただきます。

高齢化が進む中で、膀胱がんや前立腺がん、加齢による尿漏れに悩む男性が増えており、尿もれパッドや使い捨てパンツなど交換時に、ビニール袋に入れて持ち帰らなければならず、外出をためらう方もおられるようです。

長年、朝の情報番組で活躍されたタレントの小倉智昭さんは4年ほど前に膀胱がんの摘出手術を受け、尿失禁用パッドが欠かせなくなり、困ったのが使用済みパッドの処分で、普通ごみとして捨てにくく、持ち帰ることも度々あったということでした。

小倉さんらの訴えを受け、庁舎や公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスを設ける自治体が急増しており、埼玉、神奈川など7県、約90の市町村が設置を公表しております。

このように、男性用トイレにサニタリーボックスの設置をする動きが全国の自治体や企業に広がってきております。

衛生用品大手のユニ・チャームによりますと、高齢化を背景に男性の尿失禁用パッドの市場は2014年の6倍に拡大しているとのことです。

快適なトイレ環境づくりに取り組む日本トイレ協会が2月に実施したアンケートでは、パッドを使用する男性の約68パーセントがボックスがなくて困った経験があると回答しました。

市の公共施設、とりわけ高齢者が長く滞在し利用している老人福祉センター「ゆうゆう」、南部老人憩いの家、中央公民館、図書館、スポーツプラザ等の男性トイレにサニタリーボックスの設置を求めるが、いかがかお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

一部の自治体において、公共施設の男性用トイレに、尿漏れパッド等の排泄補助物の処理を行うため、サニタリーボックスの設置が進められていることは認識しております。

本市では、市役所庁舎については、バリアフリートイレや男性用洋式トイレに、順次、設置をしておりますが、老人福祉センター「ゆうゆう」や南部老人憩いの家など、その他の公共施設についても、利用状況、衛生面、設置スペースなどの課題を整理して実施しております。

○小菅耕二君

ボックスの設置には費用や清掃業務の負担が増すなど、問題はありますけども、ぜひとも早急に設置できるように検討をお願いしたいと思います。（発言する者あり）実施していただけるということで、よろしくお願いします。

次に、教育環境の充実ということで、ベルマーク運動についてを質問させていただきます。

ベルマークとは食品や飲料水、文房具などの様々な商品のパッケージに印刷してある小さな主に赤いベルのことです。1960年にベルマーク教育助成財団がベルマーク運動としてベルマークの商品を購入してベルマークを集めることで、誰もが参加できるボランティアの仕組みを作り、現在に至っております。

ベルマーク運動は「自分たちの学校づくり」と「お友達への教育援助」の2つの機能があります。自分たちの学校のためにマークを集めることが、自動的に厳しい教育環境にある友達の役に立つ仕組みです。

協賛会社が商品に付けているマークを登録傘下のPTAや公民館などが集め、整理・計算し、財団に送ると、1点1円に換算されてベルマーク預金になります。その預金で自分たちの学校に必要な設備教材を協力会社から購入できます。すると、購入金額の10パーセントが自動的に協力会社からベルマーク財団に寄附され、僻地の学校や特別支援学校、災害で被災した学校の支援、アジアの子どもたちを助けるNPOへの支援など、様々な教育援助に使われます。

ベルマークは学校単位や公民館などの施設・団体単位で参加する仕組みですが、近年、児童生徒の減少でマーク集めに苦勞している学校もあるようです。

そこで、各学校での取組について伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市の各小中学校におけるベルマーク運動の取組状況といたしましては、市内小中学校13校のうち、7校において、主にPTA活動の一環として取り組んでおります。取り組んでいる学校におきましては、マチコミメールやPTA便り等の文書によって活動の目的や回収方法を保護者に周知し、回収したベルマークは、保護者のPTA活動や児童の委員会活動等の中で集計をしております。

回収したベルマークを用いて、体育の授業で使用する逆上がり機やボールの空気入れ、ICTで使用する学習ソフト等の備品を購入するなど、児童の活動に必要な設備を整えたり、備品をそろえたりしております。

一方で、コロナ禍や少子化によるPTA活動の縮小もあり、回収したベルマークの点数確認や集計が課題となってきております。

○小菅耕二君

各学校でもいろいろと苦勞をなされていると伺っております。

そこで、市民への要請ということで、次の質問に入るわけですが、3番の質問も同じ内容ですので一緒に答えていただきたいと思いますが、教育委員会が推進する、コミュニティスクールを活用して、地域住民の協力が得られる方策を検討されているとのこと、その件についてはよろしく伺います。

様々な機会を捉えてベルマーク運動のよさを宣伝していただいて、捨てられている収集できないベルマークを1枚でも多く収集してもらう仕組みを作ることが大事ではないかと考えます。

現在、収集は各PTAが行っているようですが、難しくなっていると先ほどもおっしゃられておりました。そこで、シニアクラブなど様々な活動をされている方々に声をかけていただき、活動の合間に集計活動を手伝ってもらえるような仕組みができればと考えますが、その辺、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

一般の方から回収されたベルマークは、社会福祉協議会のボランティアセンターを通してベルマーク運動に取り組んでいる学校に対し、年度末に寄贈されております。

また、社会教育課において、成人式実行委員会が社会貢献の1つとしてベルマーク運動に取り組んだ事例もありますが、現在は行っておりません。

今後も教育委員会内各課及び市関係各課と連携し、様々な方策を検討するとともに、教育委員会が推進するコミュニティスクールを活用し、ベルマークの回収や集計に地域住民の協

力が得られる方策の検討もしてまいりたいと考えております。

○小菅耕二君

集計も大変手がかかるので、いろんな人に声をかけていただきたいと思います。特にシニアクラブの方、高齢の方などに声をかけていただき、子どもたち、また、お孫さんたちの役に立つんだよというようなことを言っていただいて、そういう活動に参加していただければと思います。計算やはさみなども使いますので、認知症予防にもなるのではないかと考えます。

小さなベルマークですが、ベルマーク運動を大いに推進する八街市になることを期待しまして、私も研究、行動したいと考えますので、皆様のご協力もお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日8日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、広聴広報特別委員会協議会を開催いたしますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでした。

（延会 午後 1時23分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問